⑹　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査を受けていない者
⑺　経営事項審査において、総合評定値通知書を受けていない者
５　競争参加の資格及びその審査
⑴　建設工事契約　上記４の競争に参加することができない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行う。
①　総合数値の算定方法
ア　経営に関する客観的事項の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ａ
イ　専門技術者に関する審査数値・・・Ｂ
ウ　工事成績の審査数値・・・・・・・Ｃ
審査結果の総合数値算定方式
Ａ＋Ｂ＋Ｃ
②　各事項の付与数値［表のため略。］
③　共同企業体（数人の建設業者が共同して工事を施工するため、協定により結成した企業体）の総合数値の算定方法は、次に掲げる数値を②の各事項の付与数値にあてはめるものとする。
ア　経営に関する客観的事項の付与数値
ａ　許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高は、各構成員の種類別年間平均完成工事高の合計額
また、許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高は、各構成員の種類別年間平均完成工事高の合計額
ｂ　自己資本額及び利益額は、各構成員のそれぞれの合計値
ｃ　経営状況の数値は、構成員の算出平均値
ｄ　技術職員の数は、各構成員の合計値
ｅ　その他の審査項目（社会性等）は、構成員の算出平均値
イ　専門技術者に関する付与数値は、各構成員の職員の合計値
ウ　工事成績の付与数値は、構成員の算出平均値
⑵　測量・建設コンサルタント等契約　上記４の競争に参加することができない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行うものとする。
①　総合数値の算定方法
ア　年間平均測量等実績高の審査数値・Ａ
イ　自己資本額の審査数値・・・・・・Ｂ
ウ　流動比率及び営業年数の審査数値の合計値・・・・・・・・・・・・・・・Ｃ
エ　専門技術者に関する審査数値・・・Ｄ
オ　施行成績の審査数値・・・・・・・Ｅ
審査結果の総合数値算定方式
Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ
②　各事項の付与数値［表のため略。］
６　資格審査結果の通知
資格審査の結果は文書にて通知（郵送）する。
７　資格の有効期間及び更新手続
⑴　競争参加資格の有効期間　平成25年４月１日から平成27年３月31日までとする。なお、随時受付に申請した場合は、資格を付与されたときから平成27年３月31日までとする。
⑵　有効期間の更新手続　上記７の⑴の有効期間の更新を希望する者は、平成26年10月以降に平成27・28年度に係る競争参加者の資格に関する公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。
８　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所
別記１の「申請書の提出場所」に同じ。
９　その他
⑴　競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の審査基準日が平成23年６月30日以降であること。さらに、平成25・26年度の資格審査にあたっては、平成24年７月１日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること（ただし、平成24年７月１日付けで改正される前の基準に基づいて受審した経営事項審査において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合を除く。）
⑵　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。
⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取り扱い　今回の申請時において会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
また、平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
なお、更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合がある。
⑷　合併等により新たに設立された会社等の取り扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
①　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
別記１　申請書の提出場所
⑴　東北農政局整備部設計課経理係
〒980―0014 仙台市青葉区本町３－３－１
電話022―263―1111　内線4150
⑵　関東農政局整備部設計課経理係
〒330―9722 さいたま市中央区新都心２－１
電話048―740―0535（直通）
⑶　北陸農政局整備部設計課経理係
〒920―8566 金沢市広坂２－２―60
電話076―263―2161　内線3522
⑷　東海農政局整備部設計課経理係
〒460―8516 名古屋市中区三の丸１－２－２
電話052―201―7271　内線2614
⑸　近畿農政局整備部設計課経理係
〒602―8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町
電話075―451―9161　内線2516
⑹　中国四国農政局整備部設計課経理係
〒700―8532 岡山市北区下石井１－４－１
電話086―224―4511　内線2620
⑺　九州農政局整備部設計課経理係
〒860―8527 熊本市西区春日２―10―１
電話096―211―9111　内線4719
※地方受付
上記の申請書の提出場所の定めに関わらず、各地方農政局管内事業（務）所（地域センターを除く。）において持参による申請に限り、受付を行う。
なお、受付の期間は、平成24年12月17日から平成25年１月15日までの間（受付時間は上記２の⑴に同じ。）とする。
注　詳細は次の政府調達相談窓口において閲覧することができる。
⑴　東北農政局総務部会計課契約係
〒980―0014 仙台市青葉区本町３－３－１
電話022―263―1111　内線4032
⑵　関東農政局総務部会計課契約係
〒330―9722 さいたま市中央区新都心２－１
電話048―740―0328（直通）
⑶　北陸農政局総務部会計課契約係
〒920―8566 金沢市広坂２－２―60
電話076―263―2161　内線3147
⑷　東海農政局総務部会計課契約係
〒460―8516 名古屋市中区三の丸１－２－２
電話052―201―7271　内線2240